

非公開契約に対する監査機能



分庁舎の家賃・敷金・更新期間など、
一部の契約条件は非公開

区民には非公開の賃料契約。

港区の監査は何をどこまで
確認するの？

チェック機関の議員としての調査限界



R7年12月 4定 一般会計補正予算（第4号）より

補正予算説明

（単位：千円）

補正額の説明	金額
1 効果的・効率的な行政経営の 推進に要する経費を計上 (1) (仮称) 分庁舎賃借	232,191 (千円)

債務負担行為補正

（単位：千円）

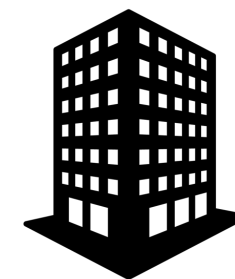
事項	期間	限度額
(仮称) 分庁舎賃借	令和8年度 ～令和12年度	1,160,954 (千円)

R8～R12の5年間の賃借に関わる支出額

11億6,095万4,000円 ÷ 5 = **2億3,219万800円/年**

2億3,219万800円 ÷ 12 = **1,934万9,223円/月**

チェック機関の議員としての調査限界



R7年12月 4定
一般会計補正予算
(第4号) より

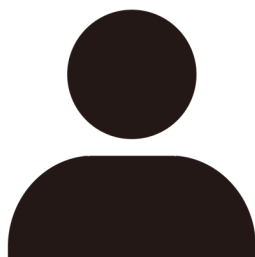
補正予算説明

(単位：千円)

補正額の説明	金額
1 効果的・効率的な行政経営の 推進に要する経費を計上 (1) (仮称) 分庁舎賃借	232,191 (千円)

R8年9月 3定 要求資料より

相手方名称	摘要	配当予算現額	支出負担行為額	配当予算残額	支払額	決裁日 (収入日, 支払日)	支出区分
		232,191,000		232,191,000			
株式会社ザイマックス			211,082,400	21,108,600	211,082,400	令和 8年 3月25日	前金払
合計		232,191,000	211,082,400	21,108,600	211,082,400		



敷金以外にも？積算に問題？

しっかり理由も確認されるの？

変更手続き不備への監査指摘

10 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 R6年度財政援助団体等監査結果報告書 (R7.3)

【所管部局：文化芸術事業連携担当】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する補助金として665,921,551円を支出した。

(1) 事業計画の変更申請漏れについて<< 指摘事項 >>

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例施行規則第7条第2号では、補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、補助対象事業計画変更等承認申請書（第5号様式）により、区の承認を得る旨を規定しているが、同財団は、区の承認を得ずに文化振興・生涯学習支援事業費から人件費へ予算を6,100,000円流用していた。

平成8年の同財団設立当初から事業を実施していたにもかかわらず、事業変更手続きを怠ったことは極めて不適切である。また、所管課は、同財団を指導する立場にあるにもかかわらず、本監査実施まで気づかず、その責務を十分に果たしているとは言い難い。

所管課は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対し、当該条例施行規則に基づき、適正な事務処理を徹底するよう指導すべきである。また、提出された実績報告書等を十分に精査し、予算執行に基づく補助金の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。